

# 内閣期司法省職掌形成の萌芽

—太政官制から内閣制へ—

大庭裕介

はじめに

近代日本の政治制度は、一八八五年に日本独自の政治制度である太政官制から西洋諸国の政治制度である内閣制へと移行すること、西洋近代との同質性が強調されていく。その一方で、西洋近代の政治理念である三権分立は、日本においては建前上標榜されたに過ぎず、司法権自体は不完全な独立に終始したように<sup>(1)</sup>、必ずしも三権分立が徹底していたわけではなかった。

その点は家永三郎氏が一九六二年に、明治期から昭和戦前期にかけて一貫して司法権は行政からの介入を受けており、司法権が不完全な独立であったことを指摘した<sup>(2)</sup>。しかし、家永氏の評価は日本社会における非近代的な側面を強調する帝主義批判という視点に立脚するものであった。そのため、「西洋近代への憧憬」が描かれるに留まり、司法権が不完全な独立に終始するような独自の法制度が、日本社会においてなぜ確立していったのかという問題を棚上げしてきた。

西洋近代とは異なる法制度が日本において確立していったことが、一九六〇年代から念頭に置かれていたにも関わらず、法制度を直接研究対象としてきた法制史の分野においては、主に法制度の西洋近代との同質性が強調されてきた。こうし

た傾向は、筆者がこれまで研究対象としてきた明治初期においても顕著にみられるものであり、法制度が急進的に整備されていく江藤司法卿期を基準とされてきた。<sup>(3)</sup> そのため法制史研究では、法制度の近代性と共に司法省が近代化に主体的な役割を果たした点が無前提に強調されてきた。

その一方で西洋近代との同質性のみを評価するのではなく、江藤新平や井上毅らの国学思想に注目し、西洋近代との異質性を強調する研究も行われてきている。<sup>(4)</sup> しかし、島善高氏らの研究は江藤らの思想に依然として前近代的側面が残存していたとの指摘に留まり、どのように法制度を構想していったのかという点についての具体的な論証を欠いてきた。つまり、非西洋的側面と西洋法制度との接合が必ずしも明確になってはいない。

このように明治初期における法制度形成過程への評価は、近代的・非近代的側面のいずれを強調するにせよ、家永氏の研究以降の課題である日本独自の法制度がなぜ形成されたのかという点に明確な解答を示してこなかった。そもそも、西洋・非西洋とは二項対立的なものではなく、非西洋的思想もまた近代の到来によって変質しており、非西洋的思想を持ちつつも近代化を構想しうるものである。<sup>(5)</sup> そうした点からも江藤や井上といった司法省の中心人物が非西洋的思想を持ちつつ、司法省の政策を構想していた以上、近代法制度もまた日本独自の特質を持つとする見通しを得ることができる。西洋的・非西洋的思想のいずれに依拠するにせよ、近代的制度が様々な立場から構想されていたことから、西洋近代との同質性が重要なのではなく、近代的制度そのものが独自性や多様性を持つという点を念頭に置く必要がある。

こうした多様な思想性が近代化に影響を与えたことに加え、政局などの流動的要素の影響も見逃せない点である。近年、日本の近代化を自明的所産ではなく、紆余曲折を経たものとして評価すべきとする指摘がされている。すなわち、日本近代制度形成の過程を無前提な西洋近代の受容過程として描き出すのではなく、政局による流動性を加味して近代像を抽出していかうとする試みである。こうした多様な近代像を描こうとする近年の研究動向に基づき、本稿では家永氏以来の研究課題となっている司法権の不完全な独立がどのような状況のなかで成立していったのか明らかにしていきたい。すなわ

ち、政局や非西洋的思想を念頭に置きつつ、内閣期司法省の省務を規定するような要因や背景がどこにあったのかを検討する。

司法権を管轄する司法省は、太政官期においては法典起草と司法行政を職掌とする広範な権限を有していたのに対し、内閣期には司法行政のみの管掌に留まり、権限が限定されるにいたった。こうした太政官期と内閣期との連続・非連続を問いつつ、太政官期の司法省の位置づけを把握することが本稿の課題である。太政官期の行政史研究は、近年、柏原宏紀<sup>(7)</sup>氏・小幡圭祐氏<sup>(8)</sup>・湯川文彦氏<sup>(9)</sup>らによって活発化しているものの、いずれの研究においても明治<sup>0</sup>年代の議論に集約される余り、太政官期を通しての各省庁の特質が判然としないという課題が残っている。こうした課題を念頭におきつつ、本稿では太政官期の司法省の位置づけを把握した上で、内閣期司法省との連続性を検討するため、明治初年から内閣期の導入が本格化し始める明治一〇年代に焦点をあてていく。

なお、本稿引用史料における傍線は適宜筆者が付したものである。

## 第一章 明治初年における司法省の政策

### (1) 明治初期の「司法権」認識の位相

本章では明治初年の司法省の政策を政局との関連のもとで位置づけていきたい。これまでの司法省研究は、江藤司法卿<sup>(10)</sup>期に急進的に近代法制度が導入されていくとする毛利敏彦氏の論考に依拠しつつ、明治初年に企図された司法省の諸政策が西洋近代との同質性を持つものと規定してきた<sup>(11)</sup>。しかしながら、明治初年の近代化政策は必ずしも自明的に断行されるものではなく、江藤司法卿期から始まった裁判所設置政策も、財政支出削減を企図する大蔵省の意向をうけて頓挫している<sup>(12)</sup>ように、政局の影響のもとで紆余曲折を経ている。つまり、政局の影響を受けて政策が変化している以上、司法省が自

明的・単線的に西洋化を企図していたわけではなく、西洋の法制度との異質性をはらんでいたものと考えうる。<sup>(13)</sup>

江藤司法卿のもと全国的に裁判所を設置したが、司法省の政策的なかで「司法権の独立」<sup>(14)</sup>はどのように認識されていたのであろうか。ここではまず地方行政と司法権の関連について見ていきたい。

裁判所の設置を全国的に展開するなかで、一八七二年一〇月、京都府に裁判所が設置される。京都府裁判所設置に際して、太政官は次のような通達を京都府に宛てている。

其府へ裁判所被置候事。但、司法省官員出張ノ上、申談事務可引渡事。

右之通、被仰出候ニ付、左之通可相心得候。

一、裁判所、二条城府庁門内へ被設候事。

一、訴訟ノ儀、来ル十八日ヨリ裁判所へ可差出候事。

但、宛所京都裁判所ト可書調候事。

一、訴訟日限、刻限、従前之通ニ候。

一、訴訟鞫獄ニ関係ノ事ニ付テハ、向後裁判所ヨリ直達可有之候事。

一、旧藩債及ビ新府県債事件ハ府庁へ可申出事。

一、旧幕府名目金取調書并其関係ノ事ハ府庁へ可申出候事。<sup>(15)</sup>

ここでは、司法権が司法省の管轄下にあるとの認識のもと、出訴先が京都府から京都裁判所へ変更になることと、「司法省官員出張ノ上、申談事務可引渡事」とある。司法省では専門的官吏が事務引渡しのため出張することで、裁判・訴訟事務の移管が企図されている。果たして、こうした通達のように、司法権の行使者が司法省とその専門官吏に限定されている様な認識は普遍的なものだったのだろうか。

大木喬任が司法卿となり裁判所設置が引き継がれた一八七四年一月、司法大輔の任にあった佐佐木高行は、次のように

裁判官について言及している。

今遂ニ之（裁判規則―筆者註）ヲ一定センガ為メ、新ニ毎地方ニ裁判所ヲ置カントスルトキハ、只其允費ヲ増スノミニシテ、顧テ其ノ成蹟ナカルベシ、蓋シ今新ニ数十ノ県裁判所ヲ置クト雖モ、其裁判官ハ即チ各県審理所掌ノモノヲ擢用シテ、之レヲ其ノ官ニ補セザルベカラズ。<sup>(16)</sup>

この意見書のなかで、佐佐木は裁判所が未設置の府県では、必ずしも司法省所属の専門的官吏が裁判を執り行うのではなく、地方官管轄の官吏を登用することとしている。佐佐木がこのような意向をしめた背景には、この時期、裁判件数が増加傾向にあり、裁判に精通した地方官吏を司法省に吸収した方が合理的と考えた結果であろう。また、府県にとつても訴訟事務が府県から司法省へ移管されることで、事務が簡素化することにも繋がる。したがって、裁判担当の官吏を減員したとしても府県の事務量は変わらないこととなる。例えば、【表一】のように、新治県では県所属の下級官吏が登用さ

【表一】新治県聴訟課官吏の転官状況

新治県聴訟課官吏	新治県聴訟課官吏任命年月日と官等	司法省官吏として任命	司法省官吏としての官等
牧野重正	1872年2月22日 九等出仕	1872年9月1日	権解部
大前重臣	1872年2月22日 十二等出仕	同上	権中属
唐木一精	1872年3月9日 十四等出仕	同上	権小腰部
中原正道	1872年4月8日 十五等出仕	同上	権中解部
花香恭法	1872年4月9日 十三等出仕	同上	十三等出仕
松崎循	1872年4月25日 十四等出仕	同上	十二等出仕
寺門広行	1872年5月10日 十三等出仕	同上	十三等出仕
市川重胤	1872年5月29日 十二等出仕	同上	十二等出仕
磯野静	1872年6月23日 十四等出仕	同上	十四等出仕

※千葉県警察史編さん委員会編『千葉県警察史』一巻、三六六頁（千葉県警察本部、一九八一年）所載の表を改訂した。

れており、地方行政への要請に基づく協力関係のもとで司法行政が展開していたものと思われる。このように地方官の協力を得ることで司法権が確立されつつある一方、同時期には明法寮の官吏によって司法行政を機能させようとしていることから、司法権をめぐる司法省内に多様な構想があった。このように裁判を行う官吏がその経歴に多様性を有しながらも登用され、各地で裁判所が設置されていったのである。次に本章では明治初期の司法権についての認識を検討していきたい。

## (2) 明治初期における司法権の位置づけ

司法省設置前後の政体改革構想のなかでは、司法制度の整備が徐々に企図されていったものの、司法権の独立は強く認識されることがなかった。<sup>(17)</sup> こうした傾向は司法権の独立と司法制度の整備が一体のものとしてされる西洋との異質性として指摘できる。しかしながら、本章が対象とする明治〇年代には、司法と行政とを明確に区別することが「政体書」にも明記され、西洋との同質性が模索されていた。そうした時期に、なぜ独自の司法制度が形成されていったのだろうか。本節では独自の制度が形成されていった背景を検討していきたい。

設置当初の司法省では西洋化の方針について、次のような確認を正院に求めている。

只管西洋ノ政体ニ倣セラレ候儀モ有之間敷、然トモ畢竟開化進歩ノ目的ヲ定メサセラレ候上ハ、分権相制シテ擅制ノ害ナク、維持振作ノ方法御斟酌遊サレ、将来司法ノ大規模サセラレ候儀トハ奉察候へ共、御主意ノ次第同居不申候テハ、省務ノ章程相立兼候間、此段奉伺候也。<sup>(18)</sup>

この史料では、司法制度の整備にあたり、「只管西洋ノ政体ニ倣セラレ候儀モ有之間敷」とあり、西洋の政治制度との同質性ばかりが念頭におかれていたわけではなく、西洋の政体との異同に留意しつつ、「司法省の省務を決定しようとしてい

る。すなわち、「分権相制シテ」とあるように司法権の独立も司法省では念頭にあるものの、省務を規定する章程では必ずしも西洋との同化ばかりが企図されていたわけではない。むしろ、三権分立という西洋的理念の実現よりも正院の意向に従うとする姿勢がうかがえる。

では、ここで述べられているような西洋との異同とはどのような点なのであろうか。司法制度を掌握していた司法省の省務を改めて見ていこう。章程起草に際して、司法大輔であった佐佐木高行は司法省の省務について次のような方針を立てている。

司法ト相成候ヨリ、全国ニ裁判所ヲ置キ、裁判権ヲ一ニ帰スル事当然ナレ共、当時ノ光景ニテハ、百事一時ニ施行、  
急敷、依ツテ、急務ハ、法律諸規則ヲ編成ニ力ヲ尽シ。<sup>(19)</sup>

佐佐木の構想では、裁判所と「法律諸規則」の編纂を「一時ニ施行」することが困難であることから、一先ずは「法律諸規則」の編纂に着手することを企図している。その背景には各裁判所が様々なことをその時々で施行していたため、統一的な基準が必要とされていたこととともに、立法権が確立していない日本の現状があった。そのため、法律編纂事業が司法省の管轄となっていたのである。法典編纂が喫緊の課題として認識される一方で、設置当初の司法省では司法権の根幹である司法制度の整備が「法律諸規則」編纂の前で後景に追いやられていた。<sup>(20)</sup> 司法権の独立に司法省自体が消極的になっていたといえる。そもそも日本において立法権とはどのように理解されていたのであろうか。西洋の政治制度を紹介し、江藤新平などが参照した神田孝平『和蘭政典』には次のような記述があることに留意したい。

百十一条 右、存意ヲ立テ法案ヲ作ルノ権ハ下院ニ属ス。

(中略)

第百十五条 総シテ律法ノ案文ヲ国王及ヒ国会ニテ承諾セハ之ヲ律法ト号シ、国王ヨリ國中ニ布告スベシ。國中何人

ニ限ラス律法ニ違背スルコトヲ得ス。

(中略)

第六十二條 大裁判所ニテ諸裁判所ヲ監察シ、作法乱レズ。獄事滞ナク律法ノ行ハル、様ニ督責ヲ加フベシ。<sup>(21)</sup>  
 ここでは、百十五條に西洋では「律法」は国会で編纂することが明記されており、百十一條にはその草案の起草自体も下院が管轄するものとされている。すなわち、起草から成立にいたる一連の編纂過程が国会に委ねられていることが、西洋の政治制度の特質であった。それとともに大裁判所の職務が司法行政に特化しており、西洋の政治制度では一般的に法典編纂と司法行政が個別の機関の職務であるとされている。

では、何故、日本においては立法機関での法典編纂が一般化しなかったのでしょうか。その点を考える手がかりとして、明治初期の立法機関に対する認識を見ていきたい。公議所と集議院を改組して設置された左院において、副議長長の職にあった江藤は、左院設置直後、立法機関の位置づけを次のように認識している。

朝廷ノ御天下モ藩主ノ御一藩モ刑法・會計ノ兩件立ルニ、此兩權ヲ朝廷ヨリ直ニ御握ナクテハ郡県ニ歸スルト云ヘカラス。或議院ヲ立テ、上下兩院ヲ置キ、會計・刑法ノ兩事ヲ議定ス。但シ夫ハ在太政官。<sup>(22)</sup>

ここで江藤は刑法の編纂を議院に委ねているが、議院を「在太政官」と位置づけており、太政官が上下兩院を監督する体制を企図している。このように立法権は太政官による抑制を受ける限定的な性質であることがわかる。立法権の抑制など、太政官に広範な権限を与えようとする背景には、この時期、西南地方を中心として反政府運動が巻き起こっており、政府権力の強化が課題とされていた。<sup>(23)</sup>そのため、太政官に立法機関だけでなく、行政官省として司法省を組み入れることで司法権も集約されることが構想に挙がっている。このような太政官構想からも明治初期の政府が西洋的三権分立を念頭に置いていたわけではないことが指摘できる。

また、立法機関が太政官の管轄とされ、司法省のもとに機能の一部が吸収されたのは、集議院・公議所では議論が紛糾しており、十分に立法権を行使できなかったことが招いた潰崩し的な結果であろう。立法権が行使できないことを政府が

黙認した背景として、この時期の政府では立法権の基盤をなす「公議」意識自体が、「私政」の誇りを免れることを強く認識されていたため導入されたためである。公議を制度化するための立法機関は、政府の正当性を担保するために必要とされた側面が大きく、「公議」意識の高揚は政府にとって抑制すべき対象でもあった。<sup>(24)</sup>こうした政府の意図からも、かならずしも西洋との同一性が意識されていたわけではないことが確認できよう。

## 第二章 司法省の職掌変化とその背景

### (1) 司法省の職掌

前章では明治初期に司法省の広範な権限が形成された背景を明らかにした。しかしながら、明治初期の司法省が有した法典編纂の権限は、あくまで政府の事情を反映した済崩し的なものであった。それゆえ、大阪会議により立法機関の確立が課題となってくる一八六五年以降、司法省の法典編纂権は後退していった。実際に新律綱領・改定律例の制定については、司法省が起草から制定にいたる一連の過程を独占したことに対し、大阪会議後に起草され始めた旧刑法では、元老院に最終的な決定権が移行し、司法省は草案の起草のみに特化している。

では、なぜ、司法省は法典編纂の権限の元老院への移譲という省務の縮小を受け入れたのであろうか。省務の縮小は、法典と司法行政を関連づけて近代法制度を形成するうえで妨げになるものと思われる。しかしながら、内閣期の司法省は司法行政に特化しているため、内閣期司法省と太政官期の連続性は法典編纂権の喪失を伴うことによるものであった。この点を念頭に置きつつ、本章では司法省の省務縮小の背景と要因を明らかにしていきたい。

そもそも、司法省設置当初、司法省の職掌はどのように規定されていたのであろうか。次の史料は、江藤司法卿就任後の一八七二年八月三日に定められた「司法省職務定制」<sup>(25)</sup>である。

## 第三章 本省章程

本省総判スル所ノ事務章程、左ノ如シ

第七条 新法ノ議案及条例ヲ起ス。

第八条 地方ノ便宜ニ從ヒ裁判所ヲ設ケ、権限ヲ定メ、費用ヲ制ス。

第九条 国家ノ大事ニ関スル犯罪ヲ論決ス。

第十条 全国ノ死罪ヲ論決ス。

第十一条 勅奏官及華族ノ犯罪ヲ論決ス。

以上各条必ス上奏制可ヲ經テ然ル後ニ施行ス。

第十二条 疑獄ヲ審定ス。

第十三条 裁判官ノ犯罪ハ臨時裁判所ニ於テ論決ス。

第十四条 諸官省ヨリ布令スル所ノ条則、苟モ裁判上ニ関涉スルモノハ必ス本省ニ移シテ照知ヲ經ヘシ。

第十五条 凡ソ省中ニ於テ処分スル事務細大トナク毎月之ヲ分別シ、其考課状ヲ詳記シテ正院へ上達スヘシ。

ここでは八条と十二条に会計予算などの司法行政権だけでなく、七条には「新法議案ノ起草」が含まれており、司法行政と法典編纂が司法省の正式な権限であった。法典起草の権限が付与された直接的な理由として、この時期の司法省には箕作麟祥や鶴田皓ら法律の知識や新律綱領編纂の経験を持つ官員が多く出仕していたことが考えられる。<sup>(26)</sup>

それに対し、立憲政体の導入が本格化しはじめた一八八〇年一月二日に制定された「司法省職制並事務章程」<sup>(27)</sup>では、司法省の省務は次のように規定されている。

主管ノ事務左ニ記列スル者ハ卿其意見ヲ申奏シ、裁可ヲ經テ、然ル後施行ス。其他ハ卿之ヲ專行スルコトヲ得。但、其施行ニ付テハ、卿皆其責ニ任ス。

第一条 行政裁判ノ事。

第二条 司法警察ノ事務ヲ変更スル事。

第三条 法<sup>(ママ)</sup>庭ニ関スル規程ヲ定ムル事。

第四条 主管ノ事務ニ付、布達スル事。

第五条 部下ノ官吏並ニ生徒ヲ外国ニ派遣スル事。

第六条 各裁判所並ニ検事局ヲ廢置シ及ヒ各裁判所長ヲ命シ、又ハ之ヲ免スル事。

第七条 各局ヲ廢置シ及ヒ局長ヲ命シ、又ハ之ヲ免スル事。

第八条 各裁判所及ヒ各局ノ処務規程ヲ定ムル事。

第九条 外国人ヲ雇入レ、又ハ之ヲ解僱スル事。

第十条 新ニ事ヲ創メ、又ハ旧規ヲ変更スル事。

ここでは、従来<sup>(28)</sup>の職掌であつた「新法ノ議案及條例ヲ起ス」権限が削除され、「元老院事務局條例」に「法律規則等ノ照査編纂及外国書籍ノ翻譯ニ関スル事務ヲ掌理ス」る点<sup>(28)</sup>が加わつてゐることから、法典編纂の権限は元老院に移管されたことが確認できる。「元老院事務局條例」のなかでも「外国書籍ノ翻譯」は、明治期には一貫して西洋の法律書を参考にしつつ、法典が起草されてゐることから、法典の起草から編纂にいたる一連の権限が元老院に移されたものと思われる。

また、「司法省職掌定制」では「地方ノ便宜ニ從ヒ裁判所ヲ設ケ、権限ヲ定メ、費用ヲ制ス」とするのみの記載に留まつていた司法行政関連の項目が、「司法省職掌並事務章程」では「法<sup>(ママ)</sup>庭ニ関スル規定ヲ定ムル事」「各裁判所並ニ検事局ヲ廢置シ及ヒ各裁判所長ヲ命シ、又ハ之ヲ免スル事」「各裁判所及ヒ各局ノ処務規定ヲ定ムル事」とあるように精緻化しており、一八八〇年の章程改正を画期として、司法省の省務が司法行政へと特化していったことが指摘できる。

こうした司法行政への特化という点は、内閣期の司法行政に特化した司法省への連続性と見ることができ、この点を

## (2) 司法省をとりまく状況

すでに指摘してきたように、一八八〇年二月の章程改正は、元老院へ法典編纂を移管し、司法省は司法行政に特化する<sup>31</sup>ことで、内閣期の司法省への連続性を含むものであった。では、こうした省務に変更が生じた要因とはどのようなものだったであろうか。

大久保没後体制のなかで、一八八〇年頃から立憲制の導入を視野に入れた政治制度の改革が断行されていく。そのなかで中心的な役割を果たしたのが伊藤博文であった。この時期の政治制度改革について、法制局長官であった井上毅は伊藤に次のような書簡を宛てている。

元老院は章程さへ改正に相成候得は、職制并議事条例、議案修正条例、読会規則、内閣委員出席規則は旧に依り施行し而差支無之事と奉存候。(中略)諸省之章程も姑く旧に依候方穩奉存候。全く無章程に而諸省卿之デスクレンスシヨンに任せ候も弊害難免歟と奉存候。尤旧章程に多少齟齬を生し候とも、可成は改正の煩を避候方可然歟奉存候。<sup>29)</sup>

この書簡から、一八八〇年一二月の章程改正に先立ち、井上と伊藤が元老院や諸省の章程について議論していることがわかる。とりわけ、元老院については「旧に依り施行」することしながらも、職制だけに留まらず、議事条例や各種規則など細部に渡る懸念がされている。しかし、この書簡に見られる井上の漸進案は章程改正が断行されたことから、伊藤に取り入れられなかったものと思われる。伊藤によって元老院章程改正が断行された背景には、伊藤による元老院の拡充を企図する構想があった。<sup>30)</sup>伊藤はこの時期、「先ツ元老院ヲ更張シテ(上院に移行するような―筆者註)名実相副ハシムルニ若クハナキ也」とする意見書を提出しているように、国会の開設を前提とした元老院の拡充を企図しており、一八八〇

年の章程改正には伊藤の意向が作用していた。

立法機能を持たせることによる元老院の拡充構想は、政府内での合意によるものと思われる。例えば、司法卿として旧刑法の制定を果たし、一八八〇年二月より翌年一〇月まで元老院議長長の職にあった大木喬任は、外債募集で伊藤に異論を唱えていたものの、元老院の拡充や位置づけについて次のように述べている。

(佐佐木高行の意見には一筆者補足) 大木曰ク、最モ御同見也。今日ニ相成、如何共致シガタク、只大臣ノ権力ニテ、大隈・伊藤・井上ノ三参議ヲシテ要路ヲ退カシムレバ、天下ハ自ラ平ナルベシ。然レ共、大臣ニ其権力ナシ。嘆息ナリ。高行曰ク、只々参議ヲ退ケルモ六ツカシキ事ナレバ、各参議ヲシテ、元老院ノ副議長又ハ議官ニ転ジテ、行政官ハ大臣・諸省卿ニテ可ナラン。然ラバ、立法官ノ権力モ相立チ、行政・立法相待ツテ、初メテ百事公平ノ政治行ハレ、人心モ漸々安心スベシ。<sup>(32)</sup>  
大木曰ク、其考へ尤モ也。

この史料からもわかるように、佐佐木は大木に対して、現在の政府が大隈・伊藤・井上ら参議による権力の独占状態であることを批判しながら、伊藤らを元老院へ転任させることで立法権が確立するとの見通しを持っている。このように元老院の拡充が伊藤ら参議の排斥という政府内の権力争いとしてだけでなく、立法機関の確立と一体化しているように、さまざまな見通しのもとで元老院拡充が合意されていたのである。佐佐木の構想に対して、「大木曰ク、其考へ尤モ也」と伝えているように、大木もまた元老院の拡充については肯定的であり、目的は異なるものの、佐佐木・大木もまた伊藤の元老院拡充構想を批判する余地は少なかったのである。

本節では一八八〇年頃の政府内での元老院拡充をめぐる構想を明らかにしてきた。元老院の拡充については概ね同意にいたっていることから、立法機関との関連のもと付与されていた司法省の権限が縮小されるような状況が形成されていたことを指摘できよう。

### 第三章 内閣期司法省との連続性

#### (1) 司法省方針の変更

ここでは司法省が章程改正を受けて、実際にどのように省務を変更していったのかを検討していきたい。明治六年政変後、司法省では大木喬任が司法卿に就任する。大木が司法卿に在任した一八七三年一〇月から一八八〇年二月までの間に、司法省の基幹政策は裁判所設置から台湾出兵・佐賀の乱での財政問題によって旧刑法の編纂へと変化していた<sup>(33)</sup>。そうしななかで、大木司法卿の元老院への転任に伴い、田中不二磨が司法卿として着任する。田中司法卿のもと、司法行政に特化するような省務変更は実行にうつされたのであろうか。

田中が司法卿に就任した直後の一八八〇年三月、章程はまだ改正されておらず、次のように大木司法卿期の方針を踏襲していた。

別冊治罪書式及治罪法附属規則ハ司法省治罪法取調掛ニテ起案スルモノニ係リ候処、固ヨリ未タ一定ノモノニハ無之候得共、御一覽相成度旨、清浦（奎吾―筆者註）書記官へ御托示之趣モ有之ニ付、不取敢右一本廻呈致候。楮余ハ一兩日之中趨堂参ニ可拝述候也。<sup>(34)</sup>

この史料の傍線部からもわかるように、旧刑法の施行後も依然として司法省では治罪法とその附属規則が起草されていた<sup>(35)</sup>。大木司法卿期の政策が踏襲されるなかで、法典の起草が元老院へと移行したことで、司法省の政策は章程に拘束されるかたちで司法行政へと特化している。【表二】にあるように、章程改正以降、司法省では九ヶ所の裁判所長の任免が<sup>(36)</sup>各地でも検事局の設置が増加傾向にあることがわかる。この点は、「司法省職制並事務章程」のなかで「各局ヲ廢置シ及ヒ局長ヲ命シ、又ハ之ヲ免スル事」「各裁判所並ニ検事局ヲ廢置シ及ヒ各裁判所長ヲ命シ、又ハ之ヲ免スル事」とあることから、司法省では改正された章程に基づいた政策が実行されていた。このように章程改正後の司法省は、司法行政へと

【表二】 田中司法卿期における司法行政改革

日付	内容
1880年9月7日	検事局を各地に設置することが決定。
1881年2月2日	代言人試験委員の設置。
1881年4月28日	金沢裁判所に検事設置。
1881年5月17日	名古屋・熊谷・松本・松山・広島・水戸・松江・弘前・静岡・高知・熊本・福岡・鹿児島に検事設置。
1881年8月22日	地方裁判所各支庁に検事設置。
1881年9月20日	違警罪の裁判宣告に対する上訴に限定的規定を設ける。
	控訴上告及証人呼出費用の予納方を規定。
	治罪法中書類送達の制限。
	裁判管轄の規定。
	陪席判事員数を規定。
	准現行犯の家宅搜索制限。
	予審判事家宅搜索を治安判事に委託すること。
	司法警察官令状に関する取扱規定。
	刑事裁判所において被告人を責付する手続。
違警罪裁判は三府五港の市区を除く府県警察署・警察分署にて行う。 裁判官・検察官・司法警察官が巡査・兵員要求する際の手続きを規定。	
1881年10月15日	長崎上等裁判所長岡内重俊罷免。
	西成度大審院判事を東京控訴裁判所長へ任命。
	清岡公張判事を大阪控訴裁判所長へ任命。
	中島錫胤判事を長崎裁判所長へ任命。
	青木信寅判事を函館控訴裁判所長へ任命。
	小畑美稲を名古屋控訴裁判所長へ任命。
	西岡逾明判事を宮城控訴裁判所長へ任命。
坂本政均判事を広島控訴裁判所長へ任命。	
1881年10月20日	大審院・裁判所書記局その他訟廷の掌務心得を定める。
1881年10月24日	渡辺驥検事を大審院検事長とし、各控訴裁判所に検事長を置く。
1881年10月31日	大審院・裁判所屬官を廃して書記を置く。

司法省『司法沿革誌』（1939年〈原書房復刻版1979年〉）より作成。

## (2) 田中司法卿期の司法行政の限界性

司法行政への特化という点では、江藤司法卿期と田中司法卿期の司法省の方針は共通している。しかし、江藤司法卿期の方針が裁判所の設置に特化していたことに対し、<sup>(37)</sup>田中司法卿期の方針は検事局の設置や裁判所長の任免であり、施策の内容が異なっている。この点を念頭に置いて、本節では田中司法卿期の司法行政について検討していきたい。

江藤司法卿期の司法行政と同様に、田中司法卿期にも当初は裁判所の新設が企図されており、一八八二年七月には下妻治安裁判所や新発田始審裁判所をはじめとした七ヶ所の裁判所新設が構想されている。<sup>(38)</sup>こうした裁判所新設や運営のための費用は、余剰経費の流用をもって賄われていたものと思われる。たとえば、一八八一年六月二〇日には「本年度経費予算額之内、別冊之諸科目節略之方法相立、残余見込ノ分ヲ以彼此流用支消致度候条、至急御裁允相成候様致度、此段相伺候也」とする伺いが出されており、司法制度運用の費用として前年度の余剰経費が流用されていた。

本来、司法省のものであるはずの余剰経費について、大蔵省へと使途の相談が持ちかけられており、司法省の政策遂行に大蔵省の影響が働いていたことが推測できる。こうしたことから江藤司法卿期の政策が司法省の独断専行で企図されていたのに対し、田中司法卿期の政策は大蔵省の意向に左右される脆弱なものであった。大蔵省が司法省へ強い影響力を持ちえた背景には、大蔵省内に会計検査院が設置されたことが要因であると考えられる。会計検査院は一八八三年七月に「会計検査上ニ於テ各事業ノ審査ヲ要スル時ハ、其実況ヲ視察シ、其得失ヲ内閣ニ具申スルコトヲ得。(中略) 国庫及各庁収支ノ決算ヲ審査判定シ、当該会計官吏ニ向テ決算ノ状ヲ宣告ス」<sup>(40)</sup>ることを目的として設置されたことから、会計検査院を管轄する大蔵省が各省の事業への強い影響力を持ちえたのである。

会計検査院設置翌年から司法省は「十五年度司法裁判所建築費予算帳」「十三年度経費流用ノ件」「十二年度経費流用ノ件」<sup>(42)</sup>「十四年度経費小科目流用支出方ノ件」<sup>(43)</sup>を大蔵省へ提出し、余剩経費の消化を企図している。その背景には、裁判所の新設という財政規模の大きな政策を企図しながらも、司法省予算が前年度と同額しか付与されなかったことが考えられる。そうしたことから、司法省は政策の断行に際して、より潤沢な財源を確保しなくてはならなくなった。しかし、相次いで経費流用の伺いが提出されたことで、大蔵省は「司法省何十二年度経費流用之儀ハ同年度経費俸給増額金ヲ以テ、他費へ支消スルハ十二年第十八号公達ニ抵触シ不都合ニ候得共、今更無止次第第二付聴許」<sup>(44)</sup>として、今回限りの限定的な措置とし、司法省の余剩経費流用について態度を硬化させつつあった。このように余剩経費の流用が困難になったことから、司法省の政策にも大蔵省の緊縮財政政策が大きく影響してくる。例えば、田中司法卿期に再度司法行政へと特化しつつあったものの、【表三】からもわかるように一八八〇年から一八八三年にかけて裁判所の設置は僅か二件と停滞している半面、統廃合は一七件に増加している。<sup>(45)</sup>このことから、様々な経費がかかる裁判所を統廃合することで経費の抑制が企図されていたものと考えられる。田中司法卿期の司法省の政策には会計検査院とそれを管轄する大蔵省の影響が強く出ているのである。

大蔵省が司法省に対しても財政の緊縮を働きかけた背景には、この時期の大蔵卿である大隈重信の意向があったことも指摘しておきたい。

各庁経費ノ実況タル年々増進シテ殆ント究極スル所ヲ知ル能ハサルカ如シ。因テ此際務メテ不急若クハ重複ノ事業ヲ廃止シ、或ハ局課ヲ分合廃置シ、事務ヲ減縮スル等ノ処分ヲ以テ一層ノ節減ヲ行フコト肝要ナリトス。(中略)先ツ現今各庁ノ経費中凡ソ百五拾万円ヲ目的トシテ節減ノ方ヲ行ハント欲ス<sup>式百四年度ヲ除キ官省院局ノ経費概計式百八拾万金円ヨリ式百四年度ヲ減セントスレハ凡ソ百分ノ九減セサベカラズ</sup>斯ノ如ク各庁ノ経費ヲ減スルノ際ニ当テ其減少ノ方法、即チ事務ノ減縮局課ノ分合等ニ厚ク注意シテ其改正ヲ挙行セハ、大ニ施政ノ改進黨見ルニ至ランコト必セリ。<sup>(46)</sup>

【表三】 明治10年～15年にかけての裁判所統廃合リスト

年	月日	裁判所名	管轄の上級審	新設・統廃合の別	備考
1877	1月29日	上田支庁	松本裁判所	新設	
		上田区裁判所		新設	
	1月31日	多度津区裁判所	松山裁判所	新設	
		西条区裁判所		新設	
		宇和島区裁判所		新設	
		大洲区裁判所		新設	
	2月1日	五条区裁判所	大阪裁判所	新設	
	2月14日	篠山区裁判所	神戸裁判所	新設	
	2月17日	杵築区裁判所	松江裁判所	新設	
		米子裁判所		新設	
	3月29日	弘前区裁判所	弘前裁判所	新設	
		八戸区裁判所		新設	
		大曲区裁判所		新設	
	4月24日	巖原区裁判所	長崎裁判所	新設	
	6月19日	大垣区裁判所	松本裁判所	新設	
	8月10日	熱田区裁判所	名古屋裁判所	新設	
	9月18日	小浜区裁判所	京都裁判所	新設	海津区裁判所が廃止。
	9月19日	鹿児島区裁判所	鹿児島裁判所	新設	
		宮崎区裁判所		新設	
		都城区裁判所		新設	
10月24日	古川区裁判所	仙台裁判所	新設		
	大河原区裁判所		新設		
11月21日	宮古区裁判所	松本裁判所	新設		
	大町区裁判所		新設		
12月24日	水引区裁判所	鹿児島裁判所	新設		
新設：25箇所 廃止：1箇所					
1878	1月7日	江刺区裁判所	函館裁判所	新設	
	3月27日	七尾区裁判所	金沢裁判所	新設	
		大島区裁判所	鹿児島裁判所	新設	
	4月5日	太田区裁判所	熊谷裁判所	新設	
		大宮区裁判所		新設	
	4月10日	幸手区裁判所	福島裁判所	新設	
		米沢支庁		新設	
	7月2日	西郷支庁	松江裁判所	新設	
		隠岐支庁		新設	
	8月26日	隠岐区裁判所	弘前裁判所	新設	
		本庄区裁判所		新設	
	9月13日	酒田支庁	福島裁判所	移設	鶴岡支庁を移設。
		酒田区裁判所		新設	
	9月19日	福知山区裁判所	京都裁判所	新設	
		敦賀区裁判所		新設	
	10月29日	高梁区裁判所	神戸裁判所	新設	
11月19日	中ノ島区裁判所	大阪裁判所	改組	堂島区裁判所から改組。	
12月25日	丸亀区裁判所	松山裁判所	移設	多度津区裁判所を移設。	
新設：16箇所 改組：1箇所 移設：1箇所					

年	月日	裁判所名	管轄の上級審	新設・統廃合の別	備考
1879	5月5日	白河支庁	福島裁判所	新設	
		新庄区裁判所		新設	
	5月22日	明石区裁判所	神戸裁判所	新設	
	6月4日	新発田支庁	新潟裁判所	改組	新発田区裁判所から改組。
		新発田区裁判所		新設	
	6月25日	木更津区裁判所	東京裁判所	改組	佐貫区裁判所から改組。
		彦根支庁	京都裁判所	改組	彦根区裁判所から改組。
	彦根区裁判所	京都裁判所	新設		
	8月13日	中歌区裁判所	函館裁判所	新設	
	9月10日	五所川原区裁判所	弘前裁判所	新設	
		大館区裁判所		新設	
	10月1日	掛川区裁判所	静岡裁判所	新設	
	10月16日	幸手区裁判所	熊谷裁判所	廃止	
	11月11日	勝本区裁判所	長崎裁判所	新設	
11月27日	寿都区裁判所	函館裁判所	新設		
新設：11箇所 改組：3箇所 廃止：1箇所					
1880	3月12日	松本区裁判所出張所	松本裁判所	新設	
	5月18日	中津支庁	熊本裁判所	改組	中津区裁判所から改組。
		中津区裁判所		新設	
新設：2箇所 改組：1箇所					
1881	12月28日	相川始審裁判所	新潟始審裁判所	廃止	
		豊岡始審裁判所	姫路始審裁判所	廃止	
		洲本始審裁判所	神戸始審裁判所	廃止	
		田辺始審裁判所	和歌山始審裁判所	廃止	
		脇町始審裁判所	徳島始審裁判所	廃止	
		高山始審裁判所	岐阜始審裁判所	廃止	
		西郷始審裁判所	松江始審裁判所	廃止	
		平戸始審裁判所	長崎始審裁判所	廃止	
		福江始審裁判所	長崎始審裁判所	廃止	
		厳原始審裁判所	長崎始審裁判所	廃止	
		天草始審裁判所	熊本始審裁判所	廃止	
		大曲始審裁判所	秋田始審裁判所	廃止	
八戸始審裁判所	弘前始審裁判所	廃止			
廃止：13箇所					
1882	12月28日	日本橋治安裁判所	東京始審裁判所	廃止	
		本郷治安裁判所		廃止	
		四谷治安裁判所		廃止	
		品川治安裁判所		廃止	
廃止：4箇所					

※1881年10月6日に司法制度が改革され、上等裁判所が控訴裁判所、地方裁判所が始審裁判所、区裁判所を治安裁判所とされ、支庁は廃止されている。

※司法省編『司法沿革誌』より作成。

この史料は、西南戦争後のインフレを抑制することを企図して伊藤主導のもと大隈が提出した意見書である<sup>(47)</sup>。ここで大隈は各省予算から一五〇万円を削減することで、増加傾向にあった財政の抑制を企図している。とりわけ、「務メテ不急若クハ重複ノ事業ヲ廃止シ、或ハ局課ヲ分合廃置シ、事務ヲ減縮スル等ノ処分ヲ以テ一層ノ節減ヲ行フコト肝要ナリトス」とあるように、大隈の意向は各省の事業や局課の統廃合を前提としたものであった。そのため、司法省では近接する裁判所の統廃合をすることで、大蔵省の意向が踏まえられたのである。また、伊藤の主導で提出された経緯からも、この意見書は政府内での合意を経て提出されたものといえる。つまり、大隈をはじめとした大蔵省の意向に従わざるを得ないところに、田中司法卿期の司法政策の限界性があつたのである。

### おわりに

本稿では太政官期における司法行政の位置づけを検討することで、内閣期の司法省との連続性を考察してきた。設置当初の司法省では法典編纂と司法行政の二つを基幹政策に据えていた。本来、西洋社会では立法機関に付与されるはずの法典編纂の権限が司法省に付与された背景には、公議所や集議院における「公議」の抑制があつた。こうした「公議」の抑制は集議院が左院に改組された後も引き続いており、左院での法典編纂に司法省が関与していた<sup>(48)</sup>。明治〇年代には抑制の対象であつた「公議」や立法機関ではあるが、大阪会議以降の政局では議會制の導入が目指されるなかで、伊藤博文らによって元老院の拡充が企図され、立法機関としての役割が元老院には期待されていく。

このようななかで、司法省に付与されていた法典編纂が元老院へと移管されることで、司法省の職掌も司法行政へと特化する。司法行政への特化は、内閣期の司法省との連続性として位置づけることができよう。内閣期司法省との連続性で太政官期司法省を改めて位置づけるならば、太政官期の司法政策とは一貫した政策理念のもと近代法制度を構築するよう

な計画性を持つものではなく、政局や財政状況に左右されながら政策を構想する場当たり的なものであった。太政官期司法省の特色である法典編纂自体は立法機関の紛糾などによって済崩的に与えられたものであり、極めて過渡的な性質のものであった。

一八八〇年一二月の章程改正以降の司法省は、司法行政に特化しながらも、大蔵省の財政方針を受け入れるかたちで、検事局の設置や裁判所長官の任免という、裁判所自体の新設と比較して財政規模の小さな政策に切り替えていた。本稿で明らかにしたように、一八八〇年一二月の章程改正後の司法省の政策は、大蔵省の影響のもと展開していたという限界性を持っており、大蔵省との総合調整の結果に基づくものであることを指摘したい。この点を突き詰めると、太政官期から内閣期にかけての司法省の特質とは、一行政省に過ぎず、司法権の確立そのものが政局や財政のなかで大きく翻弄されるものであった。そのため司法権もまた行政からの介入を受けることを慣習化していったものと思われる。

本稿では、司法省が司法行政へと特化する経緯を明治期の政局との関連のもと明らかにした。司法行政へと特化したことで司法省の職掌から外れていった草案起草権は、後に外務省から法律取調委員会を移管することで再び司法省の権限とされ、現行刑法の制定に資することとなる。<sup>(49)</sup>

## 註

(1) 家永三郎『司法権独立の歴史的考察』（日本評論新社、一九六二年）。三谷太一郎『近代日本の政党と司法権』（塙書房、一九八〇年）など。

(2) 前掲家永『司法権独立の歴史的考察』。

(3) 福島正夫『司法省職務定制の制定とその意義』（『福島正夫著作集』一卷、勁草書房、一九九三年。初出は『法学新報』八三―七・八・九合併号）。毛利敏彦『江藤新平』（中央公論新社、一九八九年）。菊山正明『明治国家の形成と司法制度』（御茶ノ水書房、

- 一九九三年)。山口亮介「明治初期における「司法」の展開過程に関する一試論」(『法政研究』七七―三、二〇一〇年)。
- (4) 島善高『律令制から立憲制へ』(成文堂、二〇〇九年)。山口亮介「明治初期における「司法」の形成に関する一考察」(『法制史研究』五九、二〇〇九年)。
- (5) 真辺将之『西村茂樹研究』(思文閣、二〇一〇年)。
- (6) 鵜飼政志「明治維新の理想像」(鵜飼政志・川口暁弘編『きのうの日本』有志舎、二〇一二年)。
- (7) 柏原宏紀『工部省の研究』(慶應義塾大学出版会、二〇〇九年)。
- (8) 小幡圭祐「明治初年大蔵省勸農政策の展開」(『歴史』一一五号、二〇一〇年)。同「明治初年井上馨と大蔵省勸農政策」(『日本歴史』七五三号、二〇一一年)。同「明治初年大蔵省勸農政策と大隈重信」(『歴史』一一八号、二〇一二年)。
- (9) 湯川文彦「明治初年外交事務の形成」(『明治維新史研究』七号、二〇一一年)。同「明治初期教育事務の成立」(『史学雑誌』二二―一六、二〇一二年)。
- (10) 前掲毛利『江藤新平』。
- (11) 前掲菊山『明治国家の形成と司法制度』、前掲山口「明治初期における「司法」の展開過程に関する一試論」など。
- (12) 拙稿「明治初期の政局と裁判所設置構想」(『ヒストリア』二三―四号、二〇一二年)。同「明治初期の法運用と旧刑法編纂の契機」(『東アジア近代史』一六号、二〇一三年)。
- (13) 大木司法卿期に裁判所設置が停滞した要因については、前掲拙稿「明治初期の政局と裁判所設置構想」を参照。また、裁判所の設置が頓挫したこと、讒謗律・新聞紙条例をめぐる法解釈の混乱を背景として、旧刑法が編纂され始めた点については、前掲拙稿「明治初期の法運用と旧刑法編纂の契機」を参照。
- (14) 藤原明久「明治六年における京都府と京都裁判所との裁判権限争議」上下(『神戸法学雑誌』三四―三・四、一九八三・一九八四年)では地方行政から司法権が独立するに際して、地方官と司法省の間で対立が生じていたとあるが、京都府と司法省との対立の本質は、前掲菊山『明治国家の形成と司法制度』にもあるとおり、小野組転籍である。また、「京都府達第二二三号」(京都府立総合資料館所蔵「京都府布令全書」)には、後述した一八七二年一月二日付京都府宛司法省達がそのまま京都府知事であった長谷信篤名義で公達されており、必ずしも地方行政と司法省の間で裁判権限の移譲が深刻な問題となっていたわけではない。
- (15) 一八七二年一月二日付京都府宛太政官達(的野半助『江藤南白』下、七二―七三頁、南白顕彰会、一九一四年)マツノ書店、

二〇〇六年復刻)。この史料については「公文録」「法令全書」「法規分類大全」には収録されていないが、事務の引渡しについては「京都府外三十府県へ裁判事務引渡等ノ儀申立」(国立公文書館所蔵「公文録」明治五年一〇月司法省伺)において京都府への達しとして現存している。また一つ書きの箇所については、京都府達第二二三号(京都府立総合資料館所蔵「京都府布令全書」)に記載がある。

(16) 「府県設置ニ就テノ意見書」(東京大学史料編纂所編「保古飛呂比」六巻、二三―二四頁)。

(17) 藤田正「明治初年の「公議」「公論」と太政官」一五七頁(明治維新史学会編「講座明治維新三、維新政権の創設」有志舎、二〇一一年)。また、この時期の政体改革については、後に司法卿となる江藤新平も「官制案」(佐賀県立図書館所蔵「江藤新平関係文書」)において、司法台に設置する一等級裁判所のほか、二等級裁判所・三等級裁判所の設置については言及しているもの、司法権については言及していない。このことから、司法省はあくまで太政官内の一行政官省として位置づけられている。

(18) 「奉伺省務ノ章程相立度儀ニ付伺」一八七一年七月(国立公文書館所蔵「公文録」明治四年司法省伺(七・八月))。

(19) 前掲東京大学史料編纂所編「保古飛呂比」五巻、一五七―一五八頁。一八七一年七月一二日。

(20) 佐佐木が中心となっていた草創期司法省から江藤司法卿期にかけて司法省の基幹政策が法典編纂から司法制度の整備へと変化した要因としては、佐佐木の外遊直後に司法省官員から「(東京裁判所の事務が煩雑化しているので、各区に裁判所を設けるため、章程を作成した。この件が採用されるならば)西京大阪両府モ右ニ准シ、随テ五港其外諸県土地大小ノ事務繁簡ニ従ヒ、順序ヲ以テ章程取調可伺出候間、至急御評決相成度、此段相伺候也」(各区裁判所章程伺、一八七二年二月二日(国立公文書館所蔵「公文録」明治五年司法省伺)とする意見書が提出されており、草創期より司法省の一部の官員は司法制度整備の必要性を認識していた。もともと司法制度の整備を企図していた江藤が司法卿に就任したことで、基幹政策が変更していった。詳細については、前掲拙稿「明治初期の政局と裁判所設置構想」を参照。

(21) 神田孝平「和蘭政典」下巻、三六―三七丁、一八六八年。

(22) 「江藤新平建白書案」一八七一年七月(佐賀県立図書館所蔵「江藤新平関係文書」)。

(23) 宮地正人「廃藩置県の政治過程」(坂野潤治・宮地正人編「日本近代史における転換点の研究」山川出版社、一九八五年)。

(24) 山崎有恒「公議所・集議院の設立と「公議」思想」(前掲明治維新史学会編「講座明治維新三、維新政権の創設」)。

(25) 内閣記録局編「法規分類大全」一四巻、官職門(五)、一〇九―一一〇頁。

- (26) 藤田弘道『新律綱領・改定律例編纂史』（慶應義塾大学出版会、二〇〇一年）、拙稿「司法省におけるフランス法受容の端緒」（『国史学』二〇九号、二〇一三年）。
- (27) 前掲内閣記録局編『法規分類大全』一四卷、官職門（五）、一八六頁。
- (28) 前掲内閣記録局編『法規分類大全』一三卷、官職門（四）、一四九～一五三頁。
- (29) 伊藤博文宛井上毅書簡（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』一卷三二〇～三二二頁）。なお、年代については一八八一年九月二八日と推定されているが、元老院の章程改革が一八八〇年二月であることから、正しくは一八八〇年九月二八日であろう。
- (30) 瀧井一博『伊藤博文』五三～五四頁（中央公論新社、二〇一〇年）。
- (31) 春畝公追頌会編『伊藤博文伝』中巻、一九五～一九七頁。
- (32) 前掲東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』一〇巻、五八頁。一八八一年一月二六日。
- (33) 前掲拙稿「明治初期の政局と裁判所設置構想」。同「明治初期の法運用と旧刑法編纂の契機」。
- (34) 「大木喬任宛田中不二磨書簡」（国立国会図書館憲政資料室所蔵「大木喬任関係文書」）、八月二三日。なお、治罪法や治罪法附属規則の編纂が企図されていることから、一八八〇年に記されたものであろう。
- (35) また、この時期、司法省では治罪法の編纂以外にも外国法の翻訳・出版が盛んになっており、「仏国民法提要」「仏国民法契約篇第二回講義」などが出版されている（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』七巻、二四三～二四四頁、一八八〇年四月一三日付大隈重信宛田中不二磨書簡、一八八〇年五月二八日付大隈重信宛田中不二磨書簡）。
- (36) 前掲内閣記録局編『法規分類大全』一四巻、官職門（五）、一八七頁。「指令」一八八一年一月一八日。
- (37) 前掲毛利『江藤新平』。前掲拙稿「明治初期の政局と裁判所設置構想」。
- (38) 「十五年度司法裁判所建築費予算帳」（国立公文書館所蔵「公文録」明治十五年六月、大蔵省十四）。
- (39) 「十三年度経費流用之儀ニ付上奏」（国立公文書館所蔵「公文録」明治十四年十月第一）。
- (40) 大隈重信「会計検査院章程案並会計法案」（早稲田大学社会科学研究所編『大隈文書』三巻、四六三頁）、一八八一年三月。
- (41) 国立公文書館所蔵「公文録」司法省明治十四年十月第一。
- (42) 同右。

(43) 同右。

(44) 前掲「十二年度予算経費流用之儀ニ付伺」。なお、大蔵省は聴許するにあたり「伺之趣ハ此度ニ限開届候事」としており、限定的な措置であったことがわかる。

(45) 前述の下妻始審裁判所など田中司法卿期に設置が企図された裁判所は全て設置が頓挫している。

(46) 大隈重信「財政更革ノ議」(前掲早稲田大学社会科学研究所編『大隈文書』三卷、四五五〜四六二頁)。一八八〇年九月。

(47) 中村尚美「大隈財政の研究」二二八頁(校倉書房、一九六八年)。

(48) 前掲拙稿「司法省におけるフランス法受容の端緒」。

(49) 拙稿「初期議會期の法典編纂と司法省権限の形成」(『国士館史学』一九号、二〇一五年)。